様式第１号（第３条関係）

（表）

身　分　証　明　証

所　　属
職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日　生

上記の者は、都城市みんなでまちを美しくする条例第10条及び第12条の規定に基づく事務に従事する職員であることを証明する。

年　　月　　日　発行

都城市長　　印

（裏）

都城市みんなでまちを美しくする条例（抜粋）

（命令）

第10条　市長は、ポイ捨て禁止重点区域内において、第６条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（過料）

第12条　第10条の規定による命令に従わなかった者は、２万円以下の過料に処する。

都城市みんなでまちを美しくする条例施行規則（抜粋）

（身分証明証）

第３条　条例第10条の規定による命令及び条例第12条の規定による過料に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、身分証明証（様式第１号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第２号（第４条関係）

第　　号

年　月　日

住所

氏名　　様

命令書

都城市長　　印

都城市みんなでまちを美しくする条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、下記のとおり措置するよう命令します。

記

違反の行為	条例第10条の規定に基づくもの ポイ捨て禁止重点区域内のポイ捨て（条例第６条違反） □空き缶等の容器　□たばこの吸い殻　□紙くず □プラスチックくず　□その他の不要物（　　）
措置の内容	
期　　限	

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都城市（代表とするものは都城市長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第３号（第５条関係）

第　　号

年　月　日

住所

氏名　　様

告知・弁明書

都城市長　　印

都城市みんなでまちを美しくする条例（以下「条例」という。）第10条の規定による命令に違反する行為が認められました。命令に従わない場合には、同条例第12条の規定により過料処分の対象となります。

違反の日時及び場所	年　月　日　午前・午後　時　分ごろ 都城市　町
違反事実の内容	条例第10条の規定に基づくもの ポイ捨て禁止重点区域内のポイ捨て（条例第６条違反） □空き缶等の容器　□たばこの吸い殻　□紙くず □プラスチックくず　□その他の不要物（　　）
住　所	
連絡先	
氏　名	
生年月日	年　月　日生
弁　明	□上記のとおり事実を認め、弁明することはありません。 □下記のとおり弁明します。 上記事実は、□覚えがありません。（　　） □誤りがあります。
	署　名　　氏名
所　見	
確認者	印 印

注　太枠の中を記入してください。

様式第４号（第６条関係）

第　　号

年　月　日

住所

氏名　　様

過料処分決定通知書

都城市長　　印

あなたが行った次の行為は、都城市みんなでまちを美しくする条例（以下「条例」という。）の規定に違反するため、条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり過料の支払を命じます。

違反の日時及び場所	年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分ごろ 都城市　　町
違反事実の内容	条例第 10 条の規定に基づくもの ポイ捨て禁止重点区域内のポイ捨て（条例第６条違反） □空き缶等の容器　□たばこの吸い殻　□紙くず □プラスチックくず　□その他の不要物（　　）
過料処分の対象行為	条例第 10 条の規定による命令に違反
過料の額	円

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都城市（代表とするものは都城市長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。